

(四) 産目録といふ。に記載した価額に満たない場合には、その不足額
 (五) 旧勘定に所属する財産の滅失、毀損、損壊、変敗、価額の変動その他の事情により、その財産の価額がその財産につき財産目録に記載した価額より減少した場合には、その減少額
 (六) 第八条の二の規定により、旧勘定の貸借対照表の資産の部の未整理受取勘定に計上した金額から減額した場合には、その減額した額
 (七) その他旧勘定の損失として計算しなければならない金額
 (八) 法第三条第一号チの金額については、左に掲げるものとする。
 (一) 前各号に掲げるものを除くの外、貸借対照表の負債の部に計上してゐない措置法第十四条第一項の旧債権の債務がある場合には、その額
 (二) 指定時を以て終了する事業年度において会社財産の評価換により利益金の生じた場合においては、その利益金の額
 (三) 前各号に掲げるものを除くの外、新勘定に所属する会社財産の評価換により損失金の生じた場合においては、その損失金の額
 (四) その他主務大臣の指定するもの
 二 左の各号に掲げる額(計算の際、額が確定してゐないものについては、その予想額)の金額を利益金として合計する。
 イ 法第三条第二号イの金額については、貸借対照表の負債の部に計上した指定時を以て終了する事業年度の利益金及び指定時を以て終了する事業年度に繰り越された利益金の額とする。
 ロ 法第三条第二号ロの金額については、左に掲げる額とする。
 (一) 積立金その他名称の如何にかかはらず、特別経理株式会社が各事業年度の利益金及び繰り越された利益金のうちで利益金処分により留保した金額。但し、法第三十四条の四第一項の規定により定めた金額及び旧勘定の支出として支払はれた利益金並びに旧勘定及び新勘定の併合の時までに旧勘定に生ずる左の各号に掲げる利益金の額とする。但し、前各号の規定により利益として計算したものと除く。
 (二) 措置法第十条の規定により、新勘定から旧勘定に繰り入れなければならない金額
 ハ 旧勘定に所属する財産の果実として收取する財産の価額
 (三) 措置法第十一条第五項の規定により、旧勘定に所属する財産の処分の対価として取得する財産の価額が、その財産につき財産目録に記載した額を超える場合に、その超過額

る退職金に相当する額以外の厚生年金保険法附則第九条乃至第十二条の規定による旧退職積立金及退職手当法により積み立てた退職積立金及び準備積立金を除く。
 (二) 前号に該当するものを除くの外、額面以上の価額を以て株式を発行した場合において、その額面を超える金額のうちで積み立てた金額
 (三) (一)に該当するものを除くの外、合併又は資本減少によつて生じた差益金のうちで積み立てた金額
 (四) (一)に該当するものを除くの外、政府の命令によつて積み立てた金額。但し、物価統制令第十九条及び第二十一条の規定による価格差益により積み立てた額を除く。
 (五) 修繕積立金、償却積立金その他これに準ずるもので、特別経理株式会社が、各事業年度において、利益金処分によらない留保した金額。但し、法第三十四条の四第一項の規定により定めた金額並びに旧勘定及び新勘定の併合の時までに旧勘定の支出として支払はれる退職金に相当する額以外の厚生年金保険法附則第九条乃至第十二条の規定による旧退職積立金及退職手当法により積み立てた退職積立金及び準備積立金を除く。
 (六) 法第三条第二号ニの金額については、左に掲げる額とする。
 (七) 二のイ乃至ハに掲げるものを除くの外、仮受金、未払金その他名称の如何にかかはらず、利益を留保した金額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した場合には、その計上した額
 ハ 戰時補償特別措置法第六十条第一項の規定により土地若しくは建物(土地又は建物に定着するものを含む)又は鉱業権若しくは砂鉱権を譲り受けた場合には、当該物件又は当該権利の譲渡又は収用の時の財産目録に記載した価額に相当する額
 (三) 戰時補償特別措置法第六十二条第二項の規定に該当する場合には、履行の必要がなくなつた給付の対価の請求権に課せられる戦時補償特別税の額
 (四) 戰時補償特別措置法第十七条第一項の規定により、戦時補償請求権が貸借対照表の資産の部に計上せられて居り、その計上せられてゐる額が当該戦時補償請求権に対する戦時補償特別税の額に満たないときは、その差額又はその戦時補償請求権が貸借対照表の資産の部に計上せられてゐないときには、その戦時補償請求権に対する戦時補償特別税の額に対する割合

(四) 指定時後旧勘定に所属する財産の減少、毀損、損壊、変敗等により生じた損失額に対する保険金の額その他損失を填補すべき收入があるときには、その収入額
 (五) 措置法施行令第二十三条の二の規定により新勘定から旧勘定に繰り入れることができる金額
 (六) 第八条の二の規定により、旧勘定の貸借対照表の資産の部の未整理受取勘定に計上した金額に加算した場合には、その収入額
 (七) その他主務大臣の指定するもの
 二 第一号の損失額の合計額から前号の利益額の合計額を差引いて残額がある場合に、その額を特別損失の概算額とする。
 (六) 戰時補償特別措置法第五十三条の規定により納稅義務者である特別経理株式会社が求償する権利を有する場合には、その求償することができる金額
 (七) その他主務大臣の指定するもの
 三 第一号の損失額の合計額から前号の利益額の合計額を差引いて残額がある場合に、その額を特別損失の概算額とする。
 (六) 戰時補償特別措置法第五十三条の規定により、指定期間後遅滞なく第三条の二第一項に規定する書類を作成するため、前条の規定による特別損失の概算額に基き令第十二条、令第十三条及び令第三十条の規定による計算をして資本の負担すべき特別損失の額、資本減少額並びに各株式についての株主の負担額、未払込株金の払込み及び株金減少額を概算しなければならない。
 第二条の二 特別経理株式会社は、主務大臣の指定する日後遅滞なく第三条の二第一項に規定する書類を作成するため、前条の規定による特別損失の概算額に基き令第十二条、令第十三条及び令第三十条の規定による計算をして資本の負担すべき特別損失の額、資本減少額並びに各株式についての株主の負担額、未払込株金の払込み及び株金減少額を概算しなければならない。
 (一) 二のイ乃至ハに掲げるものを除くの外、仮受金、未払金その他名称の如何にかかはらず、利益を留保した金額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した場合には、その計上した額
 (二) 戰時補償特別措置法第六十条第一項の規定により土地若しくは建物(土地又は建物に定着するものを含む)又は鉱業権若しくは砂鉱権を譲り受けた場合には、当該物件又は当該権利の譲渡又は収用の時の財産目録に記載した価額に相当する額
 (三) 戰時補償特別措置法第六十二条第二項の規定に該当する場合には、履行の必要がなくなつた給付の対価の請求権に課せられる戦時補償特別税の額
 (四) 戰時補償特別措置法第十七条第一項の規定により、戦時補償請求権が消滅する場合において、その戦時補償請求権が貸借対照表の資産の部に計上せられて居り、その計上せられてゐる額が当該戦時補償請求権に対する戦時補償特別税の額に満たないときは、その差額又はその戦時補償請求権が貸借対照表の資産の部に計上せられてゐないときには、その戦時補償請求権に対する戦時補償特別税の額に対する割合

特殊金銭信託その他これに準ずる債権の額が財産目録に記載した当該債権の額を超える場合には、その差額
 (六) 戰時補償特別措置法第五十三条の規定により、指定期間後遅滞なく第三条の二第一項に規定する書類を作成するため、前条の規定による特別損失の概算額に基き令第十二条、令第十三条及び令第三十条の規定による計算をして資本の負担すべき特別損失の額、資本減少額並びに各株式についての株主の負担額、未払込株金の払込み及び株金減少額を概算しなければならない。
 第三条 特別経理株式会社は、主務大臣の指定する日後遅滞なく第三条の二第一項に規定する書類を作成し、特別管理人の承認を受けなければならぬ。この場合においては法第八条の規定による評価換を行はうとするときには、その評価換を行ふ場合に生ずる益金の予想額を第二条第二号の合計金額に加算しなければならない。
 一 会社の住所及び商号
 二 会社の資本金額及び払込資本金額
 三 第二条第一号各号に掲げる額及びその合計金額
 四 第二条第二号各号に掲げる額及び法第八条の規定による評価換を行ふ場合に生ずる益金の予想額並びにその合計金額
 五 第二条第三号の規定による特別損失の概算額
 六 前号の概算額に基き法第七条の規定により株主の負担額として計算する額
 七 知れたる特別損失負担債権の総額
 八 第五号の概算額に基き法第七条の規定により知れたる特別損失負担債権の債権者の負担額として計算する額
 九 第八号の額の第七号の額に対する割合
 十 その他参考となるべき事項

清算又は特別清算の何れの手続によるか

二 の別
解散を必要とする事由

ホ 項の規定による認可の日から一年を経過した日以後である場合には、前号イ乃至ホに掲げる事項

イ 合併する場合には、左に掲げる事項

イ 合併の相手方である会社の商号、目的及び住所

ロ 合併の相手方である会社の発行する株式の総数、発行済株式の総数並びに資本及び準備金の額

ハ 合併後存続する会社の商号、目的並びに本店及び支店の所在地

ニ 合併後存続する会社の発行する株式の総数、発行済株式の総数並びに資本及び準備金の額

ホ 合併の期限

ヘ 合併の比率その他の条件及びその比率の計算の基礎

ト 合併を必要とする事由

イ 合併に因り設立する会社の商号、目的並びに本店及び支店の所在地

ロ 合併に因り設立する会社について、その発行する株式の総数及びこれにつき株主に対する新株の引受権の有無又は制限に関する事項もし特定の第三者にこれを与へることを定めたときはこれに関する事項

口の二 合併に因り設立する会社が額面株式を発行する場合には、一株の金額

ロの三 会社の設立に際して発行する株式の総数並びに額面無額面の別及び数の四 会社の設立に際して無額面株式を発行する場合には、その最低発行価額

ロの五 合併に因り設立する会社の資本及び準備金の額

ハ 合併に因り解散する会社の商号、目的及び住所

二 合併に因り解散する会社の発行する株式の総数、発行済株式の総数並びに資本及び準備金の額

ホ 設立の期限

ヘ 合併の比率その他の条件及びその比率の計算の基礎

七 第二会社を設立する場合には、左に掲げる事項

イ 第二会社の商号、目的並びに本店及び支店の所在地

ロ 第二会社について、その発行する株式の総数及びこれにつき株主に対する新株の引受権の有無又は制限に関する事項もし特定の第三者にこれを与へることを定めたときはこれに関する事項

口の二 第二会社が額面株式を発行する場合には、一株の金額

ハ 第二会社の発起人並びに役員の氏名及び任期

ニ 第二会社に営業の經營を委任する場合には、その範囲及び条件

ホ 第二会社に資産を賃貸、出資又は譲渡する場合には、その何れかの別、その資産の範囲、価額及び条件

ヘ 法第十条第一項の規定により、第二会社が債務を承継する場合には、その債務の額及び条件並びに令第三条第二項但書に該当する場合には、同条第三項の規定により附記する理由

ト 法第三十四条の四第一項の規定により留保する積立金の金額及び同条第四項の規定により第二会社が積み立てる金額

チ 法第十条第二項、法第三十四条の四第三項及び第三十四条の五第一項の規定により第二会社に譲渡する資産の範囲及び価額

チの二 法第三十四条の人第一項の規定により、第二会社が第二会社特別勘定を設ける場合には、その額

リ 第二会社が旧債権を承継する場合には、その債務の額、条件並びに当該債務の承継に伴ひ譲渡する資産の範囲及び価格

ヌ 第二会社の設立に際して発行する株式の総数、額面無額面の別及び数並びにその設立に際して無額面株式を発行する場合は、その最低発行価額

ル 第二会社の株式の引受け又は募集に関する事項

ヲ 当該特別経理株式会社が第二会社の株式を引き受ける場合には、その引き受ける株式の総数、額面無額面の別、種類及び数並びにその売出その他処分の計画

ワ 第二会社の株式の払込の時期、方法及び

力 第二会社が議決権のない株式を発行する場合には、その発行を必要とする事由
ヨ 第二会社の設立費用及びその負担者
タ 第二会社の設立を必要とする事由

七の二 第二会社に資産を出資又は譲渡する場合には、左に掲げる事項

イ 第二会社の從来の商号、目的並びに本店及び支店の所在地

ロ 第二会社について、從来の会社が発行する株式の総数、発行済株式の総数及び資本の額

ハ 第二会社がその発行する株式総数を増加する場合には、その増加する株式の総数及びその増加の時期

ニ イに掲げる事項を変更しようとする場合には、変更する事項及び変更を必要とする理由

ホ 第二会社が資産の出資又は譲渡を受けた後におけるその発行する株式の総数、発行済株式の総数及び資本の額

ヘ 第二会社が資産の出資又は譲渡を受けた後におけるその最初の役員の氏名及びその任期

ト 資産の出資又は譲渡につき、その何れによるかの別、その資産の範囲及び価額

チ 法第十条第一項の規定により、第二会社が債務を承継する場合には、その債務の額及び条件並びに令第三条第二項但書の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により附記する理由

リ 法第三十四条の四第一項の規定により留保する積立金の金額及び同条第四項の規定により第二会社が積み立てる金額

ヌ 第十条第二項、法第三十四条の四第三項及び法第三十四条の五第一項の規定により、第二会社に譲渡する資産の範囲及び価額

ヌの二 法第三十四条の八第一項の規定により、第二会社が第二会社特別勘定を設ける場合には、その額

ル 第二会社が旧債権の債務を承継する場合には、その債務の額、条件並びに当該債務の承継に伴ひ譲渡する資産の範囲及び価額

ヲ 第二会社の從来の株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額

ワ 第二会社があらたに発行する株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額

八 金額

(タ) 第二会社が議決権のない株式を発行する場合には、その発行を必要とする事由は譲渡する資産及び有価証券を除く。本号において以下同じ。の処分については、左に掲げる事項

(イ) 旧勘定に所属する資産の全部又は相当部分を包括して処分を包括して処分する場合には、左に掲げる事項

(一) 処分の相手方の住所、職業又は事業の大要、氏名又は名称及び当該会社との関係

(二) 資産の種類、帳簿価額及び処分見込価額並びに処分の時期、方法その他処分の条件

(三) 資産の全部又は相当部分を包括して処分するを必要とする事由

口 旧勘定に所属する資産を個別に処分する場合には、処分の方法、処分の相手方、その資産の種類、帳簿価額及び処分見込価額並びに個別に処分することを必要とする事由、但し、重要な資産については概括してこれを定めることができる。

ハ 已むを得ない事由により旧勘定に所属する資産の処分ができない場合には、その資産の種類、帳簿価額及びその事由

二 資産の全部又は一部を出資するときは出資により得た株式の処分の方法に関する事項

九

前二号に係るもの以外の資産の処分については、左に掲げる事項。但し、当該特別経理株式会社の通常の業務の運営に伴ひ処分するもの及び有価証券を除く。

イ 処分の相手方の住所、職業又は事業の大要、氏名又は名称及び当該会社との関係には、その資産の種類、帳簿価額、処分見込価額及びその他の条件

ハ 会社の資産の処分を必要とする事由

二 会社の資産を出資するときは、出資により得た株式の処分の方法に関する事項

十 法第六条第一項第十号に規定する事項については、左に掲げる事項

イ 第二条第一号各号に掲げる額及びその合計額

ロ 第二条第二号各号に掲げる額及び法第八条の規定による評価換によつて生じた益金の額並びにその合計額

ハ イ及びロに掲げる額が、第五条第一項の規定により修正したものである場合には、その旨又は同条第二項の規定により修正しないものである場合には、その旨

二 ホ 法第七条の規定による株主の負担額として計算する額

ト 法第七条の規定により知れたる特別損失額

ヘ 負担債権の債権者の負担額として計算する額

チ 法第八条の規定により評価換を行ふ場合には、評価換を行ふ資産の財産目録の勘定科目別の帳簿価額（評価換を行つた資産のうち指定時現在における財産目録にその価額の計上されてゐないものについては、零として記載する。）評価換を行つた場合の価額及び評価換の計算の基礎

ヌ 評価換を行ふ場合において、その評価換を行はずして計算した二、ホ及びトの額並びにチの割合

フル 評価換を必要とする事由

ヲ 法第三十四条の四第一項の規定により、留保を必要とする積立金の金額及びその計算の基礎

ワ 積立金の留保を必要とする事由

十一 口 旧債権に関するその条件を変更しようとする場合には、左に掲げる事項

イ 条件を変更しようとする旧債権の種類、額、債権者の氏名又は名称並びに従来の条件及び変更しようとする条件の内容

ロ 債権者の選択により旧債権の代物弁済として第二会社の株式を交付するとときに選択を認める期間並びに選択した債権者に対する交付する株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額

ハ 変更を必要とする事由

十二 令第十三条の規定により未払込株金の払込を催告しなければならない場合には、左に掲げる事項

イ 資本の負担すべき特別損失の額
ロ 各株式についての株主の特別損失の負担額（払込額を異なる株式のあるときは、払込額を異なる株式ごとの株主の負担額）

二ハ 払込を催告しようとする未払込株金の額

二 ロ 各株式についての払込を催告しようとする未払込株金の額（払込額を異なる株式のあるときは、払込額を異なる株式ごとの払込を催告しようとする未払込株金の額）

ホ 各株式についての株金額の端数を整理するため、令第十三条に規定する差額（同条但書に該当する場合には、同条に規定する算式により計算した額）を超えて未払込株金の払込を催告しようとする場合には、その事由

ヘ 令第十六条第一項及び令第十七条第一項の規定による売却の方

ト 令第十九条第一項の規定による売却の方及び時期

チ 令第二十四条第三項の規定による売却の方及び時期

リ 令第二十八条第一項の規定により株金の払込に代へて交付を認める主務大臣の指定する有価証券の種類

イ ロ 株金の払込の時期、方法及び金額

イ ロ 株金の払込を必要とする理由

十三 特別経理株式会社が法第十二条の規定による株式を発行する場合には、左に掲げる事項

イ 法第十二条の規定により、あらたに発行する株式の額面無額面の別、内容、数及び発行価額

ロ 旧債権を出資して法第十二条の規定による株式を受ける場合には、その出資する旧債権の内容及び債権者の氏名又は名称並びにこれに対して与へる株式の額面無額面の別、数及び発行価額

ハ 議決権のある株式に転換することを請求できる期間並びに転換によつて受ける株式の種類及び内容

十四 法第十一條の規定による株式の発行を必要とする事由

第二会社の株主の議決権の行使に制限を加へる場合には、左に掲げる事項

議決権の行使を制限する場合及びその制限を解除する場合の条件

口 議決権の行使を制限する方法

ハ 議決権の行使を制限するため、議決権の行使の委任を受ける者をあらたに設ける場合には、その構成員の氏名又は名称、当該会社との関係及び選任の方法並びに議決権行使の方法

二 制限せられる議決権の範囲

ホ 議決権の行使に制限を加へることを必要とする事由

十五 法第二十四条乃至第二十六条の規定による利益金の帰属に関する事項

イ 法第十九条第一項の規定によつて消滅する知れたる特別損失負担債権の額及び令第三十条の規定により減少する資本の額（同条第一項第二号の額を除く。）

ロ 法第二十六条第一項及び第二項の規定の実施に関する事項

ハ 法第二十六条第一項及び第二項に規定する事項について債権者又は株主との間に特約があるときには、その概要

二 第十六条第一項の規定により法第二十四条及び第二十五条の規定による仮勘定を設けない場合には、その旨及びその事由

十六 法第三十四条第一項の規定により特別損失を繰越欠損として処理する場合には、左に掲げる事項

イ 繰越欠損として処理しようとする額及び第十七条第一項の規定による計算の基礎

ロ 繰越欠損として処理することを必要とする事由

十七 法第三十四条第二項の規定により資本を減少しよとする場合には、左に掲げる事項

イ 資本減少額

ロ 各株式についての株金減少額及び資本の減少後の株金額（払込額を異にする株式あるときは、払込額を異なる株式ごとの株金減少額及び資本の減少後の株金額）

二 資本の減少により、株式の金額が二十円を下る場合には、株式の合併の方法及び時期

十八 前号に掲げる資本の減少の外存続する場合において、資本を減少しようとすると左に掲げる事項は、左に掲げる事項

イ 資本減少の総額及び前号に掲げる資本減少以外の資本減少の額

ロ 資本減少後の資本の総額

ハ 資本減少の時期

十九 資本減少の方法として各株式につき株金額を減少する場合には、各株式についての株金減少額及び資本減少後の株金額並びに株主の選択により株金額の払戻に代へて第二会社の株式を交付するときには、その交付の割合その他の条件及び株主の選択の期間

二十 株主の選択の期間

ハ 残余財産の分配として第一会社の株式の交付を必要とする事由

二十一 会社が発行する株式総数を増加する場合には、左に掲げる事項

イ 会社が発行する株式の総数の増加数

ロ 増加すべき株式につき株主に対する新株の引受け権の有無又は制限に関する事項もしご特定の第三者にこれを与へるときは、これに関する事項

ハ 法第二十九条の三第一項の規定により株主及び債権者に交付すべき金銭の計算に関する事項

二 法第二十九条の四の規定による新株の引受け権の譲渡に関する事項

ホ 会社が発行する株式の総数の増加を必要とする事由

一 在外資産の確認及び受領並びに受領した在
外資産の保全に関する事務
二 在外負債の確認に関する事務
三 前二号の事務に関連する事務

第十六条の八 特殊管財人は、法第二十六条の七
第四項に規定する費用及び報酬を支出しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受ければなければならない。

第十六条の九 特殊管財人は、解散会社から委託を受けた金銭を左に掲げる資産とし、他の資産と分別して管理しなければならない。

一 預金
二 郵便貯金

三 公債
四 指定金銭信託

五 その他主務大臣の承認する資産

第十七条 法第三十四条第二項の規定により資本を減少しなければならない特別経理株式会社は、法第七条の規定により株主の負担額として計算した額に相当する額の資本を減少しようとすると、法第三十四条第二項の規定により資本を減少しなければならない特別経理株式会社は、法第七条の規定により株主の負担額として計算した額に相当する額の資本を減少しようとすると、法第七条の規定により株主の負担額として計算した額に相当する額の資本を減少ようとす

る会社は、左に掲げる事項を記載した積立金使
用認可申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければなら
ない。

一 会社の住所及び商号

二 会社の資本金額

三 特別経理株式会社が留保した積立金又は第
四 使用しようとする金額及び用途

五 使用を必要とする事由

六 その他参考となるべき事項

七 旧勘定併合認可申請書を、日本銀行の本店、支
店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しな
ければならない。

八 会社の住所及び商号

九 会社の資本金額

十 附しなければならない。

十一 一措置法第五条の規定によつて作成した書類

十二 法第三条及び法第七条第一号の計算の明
細書

十三 第七条第一項各号につき、定められた事項

十四 第一項の実行の進捗の概況及びその実行完了の予定

十五 時期

十六 その他参考となるべき事項

十七 前項の認可申請書には、左に掲げる書類を添
付しなければならない。

十八 一 会社の住所及び商号

十九 会社の資本金額

二十 附しなければならない。

二 会社の住所及び商号

三 会社の資本金額

四 申請者が特別経理株式会社に対しても有する
利害関係

五 主務大臣に申請する命令の内容

六 命令を申請する事由

七 その他参考となるべき事項

八 一 会社の住所及び商号

九 会社の資本金額

十 附しなければならない。

十一 一 会社の住所及び商号

十二 会社の資本金額

十三 附しなければならない。

十四 一 会社の住所及び商号

十五 会社の資本金額

十六 附しなければならない。

十七 一 会社の住所及び商号

十八 会社の資本金額

十九 附しなければならない。

二十 一 会社の住所及び商号

二 会社の資本金額

三 附しなければならない。

四 一 会社の住所及び商号

五 会社の資本金額

六 附しなければならない。

七 一 会社の住所及び商号

八 会社の資本金額

九 附しなければならない。

十 一 会社の住所及び商号

十一 会社の資本金額

十二 附しなければならない。

十三 一 会社の住所及び商号

十四 会社の資本金額

十五 附しなければならない。

十六 一 会社の住所及び商号

十七 会社の資本金額

十八 附しなければならない。

十九 一 会社の住所及び商号

二十 会社の資本金額

二十一 附しなければならない。

二十二 一 会社の住所及び商号

二十三 会社の資本金額

二十四 附しなければならない。

二十五 一 会社の住所及び商号

二十六 会社の資本金額

二十七 附しなければならない。

二十八 一 会社の住所及び商号

二十九 会社の資本金額

三十 附しなければならない。

三十一 一 会社の住所及び商号

三十二 会社の資本金額

三十三 附しなければならない。

三十四 一 会社の住所及び商号

三十五 会社の資本金額

三十六 附しなければならない。

三十七 一 会社の住所及び商号

三十八 会社の資本金額

三十九 附しなければならない。

四十 一 会社の住所及び商号

四十一 会社の資本金額

四十二 附しなければならない。

四十三 一 会社の住所及び商号

四十四 会社の資本金額

四十五 附しなければならない。

四十六 一 会社の住所及び商号

四十七 会社の資本金額

四十八 附しなければならない。

四十九 一 会社の住所及び商号

五十 会社の資本金額

五十一 附しなければならない。

五十二 一 会社の住所及び商号

五十三 会社の資本金額

五十四 附しなければならない。

五十五 一 会社の住所及び商号

五十六 会社の資本金額

五十七 附しなければならない。

五十八 一 会社の住所及び商号

五十九 会社の資本金額

六十 附しなければならない。

六十一 一 会社の住所及び商号

六十二 会社の資本金額

六十三 附しなければならない。

六十四 一 会社の住所及び商号

六十五 会社の資本金額

六十六 附しなければならない。

六十七 一 会社の住所及び商号

六十八 会社の資本金額

六十九 附しなければならない。

七十 一 会社の住所及び商号

七十一 会社の資本金額

七十二 附しなければならない。

七十三 一 会社の住所及び商号

七十四 会社の資本金額

七十五 附しなければならない。

七十六 一 会社の住所及び商号

七十七 会社の資本金額

七十八 附しなければならない。

七十九 一 会社の住所及び商号

八十 会社の資本金額

八十一 附しなければならない。

八十二 一 会社の住所及び商号

八十三 会社の資本金額

八十四 附しなければならない。

八十五 一 会社の住所及び商号

八十六 会社の資本金額

八十七 附しなければならない。

八十八 一 会社の住所及び商号

八十九 会社の資本金額

九十 附しなければならない。

九十一 一 会社の住所及び商号

九十二 会社の資本金額

九十三 附しなければならない。

九十四 一 会社の住所及び商号

九十五 会社の資本金額

九十六 附しなければならない。

九十七 一 会社の住所及び商号

九十八 会社の資本金額

九十九 附しなければならない。

一百 一 会社の住所及び商号

一百一 会社の資本金額

一百二 附しなければならない。

一百三 一 会社の住所及び商号

一百四 会社の資本金額

一百五 附しなければならない。

一百六 一 会社の住所及び商号

一百七 会社の資本金額

一百八 附しなければならない。

一百九 一 会社の住所及び商号

一百十 会社の資本金額

一百十一 附しなければならない。

一百十二 一 会社の住所及び商号

一百十三 会社の資本金額

一百十四 附しなければならない。

一百十五 一 会社の住所及び商号

一百十六 会社の資本金額

一百十七 附しなければならない。

一百十八 一 会社の住所及び商号

一百十九 会社の資本金額

一百二十 附しなければならない。

一百二十一 一 会社の住所及び商号

一百二十二 会社の資本金額

一百二十三 附しなければならない。

一百二十四 一 会社の住所及び商号

一百二十五 会社の資本金額

一百二十六 附しなければならない。

一百二十七 一 会社の住所及び商号

一百二十八 会社の資本金額

一百二十九 附しなければならない。

一百三十 一 会社の住所及び商号

一百三十一 会社の資本金額

一百三十二 附しなければならない。

一百三十三 一 会社の住所及び商号

一百三十四 会社の資本金額

一百三十五 附しなければならない。

一百三十六 一 会社の住所及び商号

一百三十七 会社の資本金額

一百三十八 附しなければならない。

一百三十九 一 会社の住所及び商号

一百四十 会社の資本金額

一百四十一 附しなければならない。

一百四十二 一 会社の住所及び商号

一百四十三 会社の資本金額

一百四十四 附しなければならない。

一百四十五 一 会社の住所及び商号

一百四十六 会社の資本金額

一百四十七 附しなければならない。

一百四十八 一 会社の住所及び商号

一百四十九 会社の資本金額

一百五十 附しなければならない。

一百五十一 一 会社の住所及び商号

一百五十二 会社の資本金額

一百五十三 附しなければならない。

一百五十四 一 会社の住所及び商号

一百五十五 会社の資本金額

一百五十六 附しなければならない。

一百五十七 一 会社の住所及び商号

一百五十八 会社の資本金額

一百五十九 附しなければならない。

一百六十 一 会社の住所及び商号

一百六十一 会社の資本金額

一百六十二 附しなければならない。

一百六十三 一 会社の住所及び商号

一百六十四 会社の資本金額

一百六十五 附しなければならない。

<p>第一 会社の住所及び商号</p> <p>二 会社の資本金額</p> <p>三 特別管理人の住所、氏名及び会社との関係</p> <p>四 裁定を受けようとする事項</p> <p>五 当該事項に関する特別管理人の協議の経過及び意見の相違点</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p>
<p>第二十二条の二 法第四十七条の二第二項の規定により、特別經理株式会社の決定整備計画に違反する行為を報告しようとする当該特別經理株式会社の特別管理人は、左に掲げる事項を記載した決定整備計画違反行為報告書を日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。</p>
<p>一 会社の住所及び商号</p> <p>二 会社の資本金額</p> <p>三 特別管理人の住所、氏名及び会社との関係</p> <p>四 違反行為の内容</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p>
<p>第二十二条の三 法第四十七条の二第三項の規定により、同条第一項及び第二項の規定の適用の除外を申請しようとする特別經理株式会社は、左に掲げる事項を記載した特別管理人廃止認可申請書を日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。</p>
<p>一 会社の住所及び商号</p> <p>二 会社の資本金額</p> <p>三 特別管理人の住所、氏名及び会社との関係</p> <p>四 特別管理人を要しない事由</p> <p>五 特別管理人の同意の有無</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p>
<p>第二十三条 この省令によつて主務大臣に提出する申請書その他の書類は、主務大臣連名宛とし、主務大臣の数に二を加へた数に相当する通数を作成しなければならない。</p>
<p>旧昭和二十年勅令第六百五十七号第一条ノ二に規定する指定会社については、申請書その他の書類の通数は、前項に定める通数に一を加へた数とし、且つ英文四通（主務大臣の定める経理に関する書類の英文については、六通）を添附しなければならない。この場合には、その申請書その他の書類には「制限会社」と朱書きしなければならない。</p>
<p>第四条第一項及び第四条の二第一項の規定により主務大臣に提出する書類は、前二項の規定</p>

にかかるわらざこれを一通とし、英文を添付する
ことを要しない。

第二十四条 法第四十九条第三項の規定による証
票は、別表様式による。

第二十五条 法第五十四条の二第一項の規定によ
り整備計画の認可を受けようとする会社は、第
四条第一項の期間満了の日から五箇月の期間満
了の日までに、左に掲げる事項を記載した整備
計画認可申請書を日本銀行の本店、支店その他
の事務所を経て、主務大臣に提出しなければな
らない。

一 会社の住所及び商号

二 会社の資本金額及び払込資本金額

三 会社の営む主なる事業

四 会社の役員の住所及び氏名

五 整備を必要とする事由

六 第二十六条において準用する第七条の規定
による整備計画

七 その他参考となるべき事項

特別の事由があると認められる場合において
は、主務大臣は、前項の期間経過後になされた
申請についても、認可をすることができる。

第二十六条 第七条（第一号、第四号、第八号、
第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十
五号乃至第十七号、第二十号及び第二十二号を
除く。）、第八条第一項第一号、第三号、第五
号、第十二号乃至第十四号、第十六号乃至第十
九号、第十九号の四、第二十号の二及び第二十
一号、第九条乃至第十二条、第十三条（第四号
及び第五号を除く。）第十四条、第十九条の三
乃至第二十二条の二、第二十三条及び第二十四
条の規定は、法第五十四条の二第一項の規定に
より、整備計画の認可を受けようとする会社
は、これを準用する。但し、これらの規定中
「特別管理人」とあるのは「取締役」と、「法第
十条」とあるのは「法第五十四条の三」と、「
令第三条」とあるのは「令第十二条」と読み
替えるものとする。

第二十七条 左の各号に掲げる者は、令第二十六
条第一項第三号に該当する者とする。

一 有価証券引受け業法に規定する有価証券引受
業者

二 昭和二十一年大蔵省告示第二十九号におい
て指定するビルブローカー

三 指定時において当該未払込株金徵収会社の
資本金の二十分の一以上の金額に相当する株
式を有し、令第十六条第三項の規定により株

四 指定時後当該未払込株金徵収会社の委嘱に主の権利を失つた時において当該会社の資本金の四分の一以上の金額に相当する株式を有する者及びその者の法令又は契約による財産管理人

五 当該未払込株金徵収会社の役員、支配人、本店、支店若しくは営業所の営業の主任者又は部、局若しくは課の長その他これに準ずる者

六 当該未払込株金徵収会社の資本金の四分の一以上の金額に相当する株式を有する会社の役員、支配人、本店、支店若しくは営業所の営業の主任者又は部、局若しくは課の長その他これに準ずる者

七 持株会社整理委員会の委員その他の職員、閉鎖機関整理委員会の委員その他の職員、証券処理調整協議会の協議員その他の職員

八 二十七条に掲げる金融機関経理応急措置法第十九条に定められたもの（当該未払込株金徵収会社の特別代理人及びその代理人（事実上その職務を行う者を含む。）

九 第一号及び第二号並びに令第二十六条第一項第二号に掲げる者の役員及び職員

十 二日本銀行及び金融機関経理応急措置法第二十七条に掲げる金融機関の役員、支配人、本店、支店若しくは営業所の営業の主任者又は部、局若しくは課の長その他これに準ずる者

十一 第一号及び第二号並びに令第二十六条第一項第二号に掲げる者の役員及び職員

十二 二日本銀行及び金融機関経理応急措置法第二十七条に掲げる金融機関の役員、支配人、本店、支店若しくは営業所の営業の主任者又は部、局若しくは課の長その他これに準ずる者

十三 経済再建整備委員会の委員その他の職員

十四 企業再建整備法の主務官庁（経済安定本部を含む。）の一级官及び二级官

十五 指定時後前十号に掲げる地位にあつた者

附 則（昭和二年五月三一日大蔵省・この省令は、昭和二十一年十月三十日から、これを施行する。

附 則（昭和二年五月三一日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第一号）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二年六月二十五日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第二号）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

この省令は、公布の日から、これを施行する。
附 則（昭和二二年八月一三日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第五号）
この省令は、公布の日から、これを施行する。
附 則（昭和二二年一〇月一〇日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第七号）
この省令は、公布の日から、これを施行する。
附 則（昭和二二年一〇月三一日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第八号）
この省令は、公布の日から、これを施行する。
附 則（昭和二二年一一月一八日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第九号）
この省令は、十一月十五日から、これを適用する。
附 則（昭和二二年一二月三日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第一〇号）
この省令は、十二月一日から、これを適用する。
附 則（昭和二三年一月一五日大蔵省・司法省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第一号）
この省令は、公布の日から、これを施行する。
附 則（昭和二三年七月二九日法務府・大蔵省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二五年二月二五日法務府・大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）
この命令は、公布的日から施行する。
附 則（昭和二五年二月二五日法務府・大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）
この命令は、公布的日から施行する。

附 則（昭和二十六年六月三〇日法務府・
大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運
輸省・建設省令第一号）抄

する。
この命令施行前に整備計画の認可を受けた特
別経理株式会社の決定整備計画に定める事項の
実行については、この命令施行後もなお従前の
例による。

附 則（昭和十九年六月八日大蔵省・法務省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）

附 則（昭和三一年三月一五日大蔵省・法務省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年一〇月二六日大蔵省・法務省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第二号）

この命令は
公有の日から施行する。
附 則（昭和五年九月三〇日大蔵省・
法務省・厚生省・農林水産省・通商産業
省・運輸省・建設省令第一号）

この省令は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

別表